

平成30年度 日置市教育委員会定例会（9月）議事録

○日時：平成30年9月20日（木）午後7時30分～午後8時45分

○場所：日置市中央公民館 大会議室（3階）

○出席者

委員：奥教育長・内村委員・中島委員・比良委員・胸元委員

事務局：松田（事務局長兼教育総務課長）・梅北（社会教育課長）

豊永（学校教育課長）・新村（東市来支所教育振興課長）

船倉（日吉支所教育振興課長）・下園（吹上支所教育振興課長）

上之原（教育総務課長補佐兼係長）・上村（教育総務課学務係長）

1 開会

奥教育長：それでは、時間となりましたので、これから日置市教育委員会9月の定例会を開きます。

2 前回議事録の承認

奥教育長：はい、それではまず、前回議事録の承認をしていただきます。先にお配りしてあったと思いますけれども、8月の議事録について修正等がございましたらお出し下さい。

よろしかったでしょうか。

（特になし）

それでは、8月の議事録は承認といたします。

【前回議事録承認】

今回の署名押印は比良委員と胸元委員という事で、後程お願いをいたします。

3 委員及び教育長の報告

奥教育長：続きまして、報告に移ります。比良委員からお願いいたします。

比良委員：それでは、前回の定例教育委員会以降、参加した会等について報告いたします。

9月5日は、市教委の学校訪問が永吉小学校でありました。複式のある41名の小規模校でありましたけども、校内はとても良く整備されて、各授業も丁寧になされておりました。特に学力の分析が細かになされまして、学力も良く定着している事がわかりました。先生方、児童達が一体となっている、

そしてまたもう一つは地域の中でとても良く活動してらっしゃるという事がわかって、とても良かったと思います。

次に9月7日金曜日は、土橋中学校の合同訪問に参加いたしました。こちらは、18名の小規模校の生徒達であります。清流から大海に泳ぎ出る子どもたちを、いかに育てるかという事を先生方がテーマにされて教育活動を進められておりました。

7月は地区のキャリア教育の研究公開もなされて、子ども達ひとりひとりに色んなチャレンジをする事と将来の進路についての指導をきちんとなされていて、とても心強い気がいたしました。心配な事はこの夏に転校生が出たりして、今の中学1年が4名だったんですけど3名になったと、小学校の方も家族が出たもんですから何人か減ったという事で、来年度以降はちょっとその辺を心配しているという事でありましたが、校区と一体となって生徒募集に努力したいという事でありました。

次に、9月8日は伊集院北小学校の校舎落成式でありました。立派な校舎が出来まして、学校・地域が一体となった落成式が行われていたと思います。暑い夏休みの間に教具等の移動もなされて、木の香りのする教室で児童達がいきいきと学習する様子を見ましてとても嬉しい気持ちになりました。

最後に9月9日が中学校の運動会の予定でしたが、天気が悪くて9月10日月曜日になりました。私は伊集院中学校と伊集院北中学校を見させていただきました。伊集院中学校は460名、伊集院北中が262名、どちらも大きな学校でしたが、本当に先生方、生徒一体となって立派な体育大会が出来ておりました。平日で延期されていたにも関わらず保護者・地域の方々沢山参加していらっしやいまして、学校の教育活動に協力していらっしやる様子が良くわかり、とても良かったと思います。以上でございます。

奥教育長：ありがとうございました。続きまして胸元委員お願いします。

胸元委員：参加させて頂きました会についてご報告いたします。

9月5日、日置市教育委員会の永吉小学校訪問に出席しました。児童数41名、3～4年と5～6年は複式学級の小規模

校でしたが学校、保護者、地域の連携がとれている学校でした。読書の充実を図るために、今月より移動図書館のひよし丸を利用するとのことでした。児童の皆さんもひよし丸で本を選ぶことをとっても楽しみにしているようです。

9月8日は日置市伊集院北小学校の新校舎完成記念式典に出席いたしました。校内は木がふんだんに使用されており、明るく温かみのある校舎となっていました。多目的トイレも設置され、車いすや松葉づえ使用でも安心して利用出来ますし、ベビーシートもあり児童や先生方だけでなく学校を訪れる方々にも配慮がなされていました。今後も旧校舎の解体工事等続きますので、安全に気をつけ新校舎での学びの日々を楽しんで欲しいと思います。

9月10日は、吹上中学校で体育大会が行われました。予定では、9月9日日曜日でしたが、雨天の為、順延となりました。当日は50分遅れでの開始となりましたが、生徒達は青空のもと元気よく取り組んでいました。応援合戦は3年生が中心となり夏休みから練習を重ねてきていましたので、とても良い演舞となっていました。様々な取組を通し勝ち負け以上に大切な事を学んだのではないのでしょうか。以上です。

奥 教育長 : ありがとうございます。それでは中島委員お願いします。

中島委員 : それでは、報告させていただきます。

9月5日永吉小学校の学校訪問に参加させていただきました。『自ら学び鍛え高める 永吉小』を年間の実践目標に掲げられて、先生それから生徒が距離感を密にして、授業に取り組まれているのを目にしたところでした。また、複式も一部導入されて、報告会の中でも意見は出ましたけれども、教員の先生方とも協議しながら、また協力しながら複式教育の推進に力を入れていただければという風に思うところでした。地域の係わりも多くて山神の田植と花田小学校と和田小学校と3校合同で行っているという事で話を聞きました。農業体験とそれから伝統継承の色々な、永吉太鼓踊りとかそういったものにも子どもたちも自ら進んでいっているという事で、地域との係わり方、地域の方々は小学校に思いを寄せる、そういった思いとか、というのが見受けられました。

9月8日は、伊集院北小学校の落成式の方に行かせてもらいました。新舎屋という事で以前の校舎よりもだいぶ通路それから、多目的ホールと一つひとつのそういった設備等も環境整備も十分なされて、子ども達もまた新たな学びがそこで築いていけるんじゃないかなという風に思いました。地域の方々もそういった新しい新舎屋がまた地域のシンボル、また集まる場となればまたいいのかなという風に思うところです。

9月16日、上市来小中合同の運動会に参加しました。秋空の晴天のもと、子ども達が行進をしましたが秋空といってもなかなか気温が暑くて、立って行進が終わるまで開会式が終わるまで、私自身もちょっと暑いなという風に感じたところでした。最後まではいませんでしたけれども、子ども達は額に汗して一生懸命競技をし、また地域との皆さんと一緒に競技、運営にあたられたという事で一日、充実した運動会が行われたという風に聞いております。

9月10日は、東市来中学校の順延となった体育祭がありましたが、私用により欠席させていただきました。以上です。

奥教育長：ありがとうございました。では内村委員をお願いします。

内村委員：8月20日、子育て支援講演会に出席しました。志學館大学の山喜先生の「こどもは変わったか？」のテーマで「心の器」は胎児の時から作られており、誕生から乳幼児期、児童期、中学～高校期と「心の器」が生き物から人へ、育てられる役から育てる役に役変わりをしていく過程を詳しく述べられました。またテゲテゲというのは、自分の勘を磨くことであり、みんなデコボコを持って繋ぎ合わせて乗り切っているが、大人は子供のデコを見抜いて、あなたは大丈夫だと思わせることが大事なポイントであると述べられました。

8月25日は、夜6時から旧吉利小学校校庭で吉利地区の夏祭りが開催されました。昼からのテント張りや、いす運びに日吉中学校の男女生徒が殆ど参加して、暑い中、手伝いに励んでくれたので、参加された大人の方々が感心されておりました。夜のステージでは、太鼓踊りに5人の小学生女子が中太鼓を叩き、素晴らしい体験と自信に繋がったことでしょう。また、日吉中プラスバンド部、吉利子ども会の沢山の児童生

徒が、舞台上で堂々と演奏や合唱をして、祭りを大いに盛り上げてくれました。

8月29日は、夜7時から福祉センターにおいて、保護者、地域住民に対して、日吉義務教育学校開設についての説明会が開催されました。奥教育長の挨拶、豊永学校教育課長の説明の後、松田事務局長、豊永学校教育課長が、質疑に応答されました。説明では、日吉小学校開校までの経緯、義務教育学校の鶴荘学園、坊津学園の紹介、来春開校の東郷学園、日吉学園は県内で4番目として33年4月開校予定ということです。また、義務教育学校のメリット・デメリットも話されました。また、質疑も、説明会の位置づけとか、設置に対する要望について、日吉中の耐震状況、教諭の定数などについてありましたが、丁寧な回答がなされて、納得された様子でした。

最後に9月10日は、雨で順延になりましたが、第47回日吉中学校体育大会に出席しました。全校生徒108名の小さな学校ですが、大会スローガン「守れ伝統 創れ伝説～日吉中 半端ないって～」を合言葉に、速い子は更に上を目指し、遅い子は弛まなく全力を出して、全員が「半端ないって」のと通りの競技を見せてくれました。その中で、2年女子生徒が200mで22年ぶりの新記録を出しました。圧巻は、紅白それぞれの応援団が、あらん限りの声を出し身体を使い、夏休みからの練習の成果を思う存分発揮して、観衆を興奮と感動に引き込みました。また、生徒がそれぞれの種目の役割分担をしっかりと果たして、全員が協力する、とても引き締まった体育祭でした。

なお、9月5日の永吉小学校訪問、9月8日の伊集院北小新校舎完成記念式典は、比良委員、胸元委員、中島委員から詳しく述べられましたので私は省略致します。私からは以上です。

奥教育長：ありがとうございました。それでは私の方からいくつか報告をさせていただきます。

まず、8月21日から8月24日、北海道の弟子屈町との姉妹都市中学生交流に行つて参りました。3泊4日で旧東市来町

の中学生が11人参加をいたしましたけれども、ホームステイあり、体験活動ありということで、向こうの弟子屈町の中学生との交流を含めて大変良い経験がなされたようでございます。東市来町出身の永山在兼氏とのご縁で今も続いているという事でございます。それから先ほど永吉小の話が出ましたけれども吹上の永吉の方の「天昌寺祭り」、これは3年に1回の開催という事でこちらの方にも出席をいたしました。永吉島津家の菩提を弔うというイベントです。島津豊久公は関ヶ原で討ち死にをした後、こちらに移って来る訳ですけれども、豊久公の関係で全国から愛好者が、若者がけっこう沢山来ているのにちょっと驚いたところでしたけれども、やはりそれも含めてなかなか意義あるイベントだったなというふうに思います。

それから8月30日は管理職合同研修会ということで市内の校長・教頭が合同で研修をいたしました。義務教育課の山本悟課長が来られて生徒指導の演習的な内容で研修が出来ました。大変有意義だったと思います。

あと、もう1つ、9月9日、市の地域女性連の主催で毎年あるんですけども、出会い系応援イベントいわゆる婚活ですね、それが開催されましたけれども、市内外から男女50人が参加をしております。9組カップルが出来たという事でございます。だいぶこう成果が上がったかなあとと思います。主なところだけ申し上げましたが、その他色々な各地域の夏祭り、敬老会、スポーツ行事等も参加をいたしましたし、9月の3連休の初日は県の応援もさせていただきました。日置地区の代表の選手達が大変頑張っておられる様子を見せていただいたところでした。

以上で報告を終わります。それでは、続きまして4の議事に移ります。

4 議事

【議案 第4号 指定有形文化財の指定解除について】

奥教育長：この議事については、特に事務局からございますか。そのま

までよろしいですね。では、そのまま公開の形で続けていきます。

まず、議案第4号指定文化財の指定解除についてということで説明をお願いいたします。梅北課長。

梅北課長：議案第4号日置市指定有形文化財の指定解除について。

日置市指定有形文化財の指定解除について、次のとおり審議に付するということで、提案理由が、日置市文化財保護審議会より日置市指定有形文化財「釈迦木像」の指定解除について答申を受け、指定解除は妥当と認められることから、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第13号の規定により提案するものであります。まずその指定解除をする指定文化財について次の1ページの方で説明をいたします。種別が有形文化財（彫刻）という事でございます。名称・員数が釈迦木像1軀、記号番号56、指定年月日が旧日吉町の指定を最初に受けておりまして、昭和52年8月12日という事で日置市に合併と同時に市の指定文化財となり、平成17年5月1日に市の指定になっております。所在地に付きまして、日置市日吉町日置字京田3307-1、所有者が最初は久米文雄氏だったのですが、お亡くなりになりまして、久米博視氏が現在の所有者になっておりました。大きさについては高さ73cm、幅37cm、ということで内容につきましては、最初の所有者の久米文雄氏宅内の祠に祭られていた木造釈迦如来座像、寄木造と思われ、印相を結び、蓮華座上に座しているものでございます。明治初期の廃仏毀釈のため、同氏宅の下の現在の県道脇の田園の中に投げ込まれていたものを、旧所有者の祖父が発見し、天井裏に隠して保存していたものとされ、以降、同家に安置されておりました。背面には、「納書 日置荘脇菩提院本尊釈迦1軀／大壇 藤原忠久 同地頭鳥取孫左衛門 政季／願主新宮座主健信／作者この四角は判読不明の文字だと思いますが、牛という文字が書いてあってその後三郎と、文明五年己巳（つちのとみ）七月初（はつ）二日、五月二日に始まって七月二日に造り終わる」これにつきましては、この釈迦木像を藤原忠久という方と、同地頭の鳥取孫左衛門という方が、この二人から贈られた物で、贈った所がこ

の願主新宮座主健信というところで、その当時のお寺に寄進したものであるという事でございます。作者がここに書いてあります、真ん中に四角が二つありますが、この方から、文明5年1473年の7月2日に贈られております。この5月2日から造り始めて、7月2日に造り終わって、そのまま寄進というか、そのお寺というか、その方に贈ったというような内容の様でございます。これが日吉郷土史の方に載っております、この墨書から、木像は久米氏宅近隣に元あった脇菩提院の本尊であったと思われております。祠には本尊の他、4体の木像、いずれもほか4体は指定外となっておりますが、一緒に安置してありました。天部と思しき立像2軀、詳細不明の木像2軀からなっておりますが、いずれもだいぶ朽ち果てておまして像容の判明がつかない。これらの来歴は不詳ということですが釈迦木像に関連する脇侍、あるいは近隣の寺院に安置されていた木像の可能性もある、のではないかという風に思われております。この木像がどうしていつ、こういう事になったかと言いますと、9番の経緯です。平成30年5月28日、日吉地域の文化財パトロールを実施。釈迦木像が所在する久米文雄氏宅横の祠を、日置市文化財審議会委員5名と日置市教育委員会社会教育課文化係3名、日吉支所教育振興課2名で確認をしたところ、4軀の木像を確認しておりますが本来5軀ある仏像類のうち、本尊であるはずの釈迦木像は光背、光背は後ろのバックになるところですが、両手腕部（資料写真にて説明）を残して、本体の所在が確認できておりません。それだった為、所有者及び管理責任者へ連絡をとったところ、同月の30日、旧所有者のご息女森元文子氏と連絡がとれ、本件についてお伝えしました。同氏は、毎月2回ほど同地を訪れておりましたが、釈迦木像は移動させてはいないということで、最後に見たのは昨年度とのことだったと、同氏へ親族内で所在や事情を知る方がいないか、確認を依頼したところ、親族内で移動した事実の確認は出来なかったということだったので、6月4日午前、同氏が社会教育課に来られまして現状、当課が把握している経緯・内容と今後の対応の方向性について説明をした上で、本市教育委員会へ「指定文化財滅

失届」(様式第8号)の提出をお願いしました。同6日、同氏より、滅失届を受領し、また、「釈迦木像」と同様の市指定文化財を所有するそれぞれの個人の方々に、注意喚起の文書を送付したということでございます。右側に写真がござい
ますが先程言いました真ん中に大きく見えるのが釈迦木像
でありまして、右に2軀、左に2軀ということで、ちょっと
形状もわからない位に朽ちくしている状態でございます。そ
の下の方が同氏宅の敷地内にある祠を撮って、入口、前は開
けるようになって観音開きになっていると思うのですが、
そこの施錠はしてなかったということで祠の中を見たところ、
左下の様に光背と他4軀は確認、それと右側の腕の2本
は確認出来ましたが、本体の木像が紛失という事になったの
で今回議案として提案している次第でございます。以上です。

奥教育長 : ただいま説明があったとおりでございます。要するに無くな
ったと、そういう事で滅失届が出されましたので、それに伴
って日置市としましては指定を解除すると、こういったよう
な事になる訳でございます。ご質問等がございましたら願
いします。

内村委員 : 両下腕部とは腕の事ですか？

梅北課長 : 右下の写真がもともとの本尊の印を結んだりする腕ですね。
はい、たぶん、1本木ではないと思うので、差し込みかなん
かするようになっていっていると思います。腕の無い状態を持って
行ったというような状態で、あとは、座禅を組むというか蓮
華座状に座っている足はそのまま付いておりますけれども、
腕の無い状態を、結構大きさが70センチの幅が30何センチあ
りますので結構大きな物ではあると思うんですけど。

比良委員 : これは今、流行りのお宝ではないけど、そういう趣味の人が
持って行った可能性があるということですね。あとその搜索
というものは、何かで出てきたら警察がするんですか？

梅北課長 : そうですね。よく中国に行ったりとか、五島列島の木像なん
かが一時期あった物が無くなって、確認したら中国にあった
とかという事例があるみたいですけど、もしかしたらそうい
う昔の物で価値的な物を骨董じゃないですけど、そういうと
ころに売買してるのか、興味があつて持たれてるのか、その

辺はもう、無くなった物ですから、最終的にはどこかで見つかって、もしかしたら、これじゃないですかというのが、出てくるかも知れないですけど、なかなか今の所はどういう状態になるかは、わかりません。

比良委員：この1ページのところに書いてある、背面に書いてある文字は、残っているということですか。

梅北課長：いや、これはたぶん郷土史を作った当時には、たぶん判読出来たと思うんですけど、現在それでは判読出来るかというのは、たぶん判読出来ないのかなという風に思います。だからその時に確認をして指定する時に年代とかが解ったものですから、指定する際には、木像なら木像の本来のいつ出来たのか、誰が造ったのか、どういう意味で造ったのかという色々な内容が分からないと、意味ある物としての価値が無いので、その当時はたぶん判読出来て日置市の旧郷土史の中に墨書書きがあったという事で記録が残っているという事だと思います。

内村委員：この通常は入口は施錠等はして無かったんですか。

梅北課長：しては無いという事です。

中島委員：市の指定文化財は数が沢山あると思うのですが、中央のこの写真を見る限りに、例えば立て札でも、市指定の文化財とか表記があれば取扱いが違うのかと、仮にこの現状で見れば、もう誰もいないから別に盗ってもいいのかなと、そういうふうな状態でもあるのかなと見受けられるところもあるし、その管理をとなればなかなか市の方でも難しいでしょうけど、その所有する方がそこあたりを十分配慮して、もうちょっとこう、整備をするとか、立看板とかしてあれば、人の出入りもあるんだなという風に、盗む側の方も注意するのかなというところも見受けられる感じがしますので、またそういうのが今後も盗難等に繋がらないような為にも表記とかしてもいいのかもしれないかなと思っている次第です。

奥教育長：こういう市の指定文化財には、どこかに標柱を立てるとか、してもいい訳ですね。

梅北課長：はい。祠の入口のあたりに立ててはありました。

奥教育長：入口のあたりには立ってはいた。

梅北課長：まあ、やっぱり、こういう事件は起こりますので個人宅で自分の家の中に無い物とかは、施錠をとということで、その後、個人所有の物については、それぞれ所有者の方に文書で、こういう事例がありましたのでということで、すぐに注意喚起をしております。

奥教育長：なるほどですね。はい。というところでございます。従って今日はこれを指定解除するというものを、決めて頂くということになります。特にご質問等が無ければこの議案第4号については、これでよろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、指定解除ということで議決をいたしました。

【議案 第4号 議決】

【議案 第5号 日吉小学校附属幼稚園の休園等方針について】

奥教育長：はい、それでは続きまして、今日、お配りをした分でございますけれども、議案第5号日吉小附属幼稚園の休園等方針の一部改正について説明をお願い致します。

上村係長：議案第5号は日吉小附属幼稚園の休園等方針の一部改正についてでございます。

日吉小附属幼稚園の休園等方針（平成29年日置市教育委員会議決第14号）の一部を別紙のとおり改正するものでございます。提案理由としまして日吉小附属幼稚園の休園等方針に基づく休園措置に対し、新たな措置を講ずるため、方針の一部を改正したいので日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第20号の規定により提案するものでございます。まずは、お手元でございます資料の方でご説明させていただきたいと思っております。お手元にある日吉小附属幼稚園の休園等方針についてという資料の方の1ページをお開きください。

これまでの経緯でございます。平成20年6月に「日置市立幼稚園適正規模等基本方針」を制定し、ここで市立幼稚園の統廃合の考え方を1園の園児総数が2年続けて15人未満の時は、統廃合を検討する、と致しました。平成25年度の利用者数は16人でしたが、平成26年度は12人、平成27年度は10人となり、1園の園児総数が2年続けて15人未満となりました。この事

から平成28年9月から翌年9月までにかけて、日置市立幼稚園運営検討委員会を設置し検討を行っていただきました。翌月には同検討委員会から今後の日置市立幼稚園についてとしまして、一定の集団規模による教育環境が必要な事から、休園及び廃園を検討されたいと提言をいただきました。これを受けまして本教育委員会において、日置小附属幼稚園休園等方針についてを議案とし、資料の内容のとおり休園措置と廃園措置について方針を制定したところでございます。それから、平成30年9月の上旬には在園児の保護者との意見交換会を開催したところでございます。次のページをご覧ください。今後のスケジュールとしまして、平成31年度の園児募集の周知期間として9月・10月という形で考えております。それから平成30年11月1日から9日までを平成31年度の入園申込み期間として設定しております。この申込み期間の入園希望者の人数によって次のような対応等をしていく事になっております。平成31年度入園希望者が15人以上の場合は園児を受け入れてそのまま行くと、これが15人未満だった場合は現在のままでは園児の受入れを停止して休園という措置をとります。こうなった時に保護者の方としては、私立の幼稚園または保育園等に転園していただかないといけないという事になっております。また他の市立幼稚園に転園、このような形になってくると思います。今回提案するにあたりまして、15人未満になった時に一部受入れをしたいというような事がありまして、今回条件付きでこのような提案をしていく次第になりました。次のページの休園措置に伴う問題点と対処についてをご覧ください。まず、在園児の保護者には今年度の入園前に休園措置についての説明の上、入園を認めている状況でございます。しかし、先程申しました様に、平成30年9月6日に実施しました在園児の保護者との意見交換会では保護者の意見の一部としまして、これからも存続させて欲しい、子どもが療育に通っている関係で、幼稚園の環境を残して欲しい。または、園を存続させるために署名活動を考えている等の、意見が出ました。これらの事からも在園児の保護者は、少子化問題、財政的問題等の諸問題等を理解してはいますが、休

園後の在園児の転園等による環境の変化ですね、これを原因とします心理的な負担等を心配しているという事から、園の存続を強く望んでいるものと考えられます。これを受けまして、私共も財政状況を考慮の上ですが、在園児に対する一定の配慮の必要性というのを認めております。次のページをご覧ください。休園措置に伴う在園児の取扱いでございます。日吉小附属幼稚園の休園等方針について、現在の休園措置に特別な措置としまして、下に二重線が引いてありますが但し書きとしまして在園児、平成30年度において現に在園する園児、現在いる年中さんですが、の転園等による環境等の変化を要因とする心理的負担を取り除くことが必要と認めるときは、当該在園児に限り、卒園までの間、入園を認めることが出来るようにするものです。また、廃園措置につきましては同じくアンダーラインが引いてありますが、この特別措置を講じた時は、当該期間を休園措置期間に算入するものでございます。もう一度議案の方にお戻りください。議案の中身につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。日吉小附属幼稚園の休園等方針の一部を改正する方針としまして、一部を次のように改正するという事で2の休園措置及び3廃園措置を次のように改めるということで、2の休園措置に但し書きとしまして左側が改正後でございます。右側が現行の方針でございます。左側が改正後の方で但し書きを付けて先程申しました但し書き以降、在園児（平成30年度において現に在園する園児をいう。）の転園等による環境の変化を要因とする心理的負担を取り除くことが必要と認めるときは、当該在園児に限り、卒園までの間、入園を認めることができるものとする。3の廃園措置になお書きですが、なお、休園措置のただし書きによる措置を講じたときは、当該期間を休園措置期間に算入するものとする。を、加えるものでございます。この方針は議決の日から施行するものとしております。以上、ご審議の方よろしくお願い致します。

奥教育長 :はい、ありがとうございました。只今説明したとおりでございます。ちょうど去年の10月ですね、この場でこの休園措置について決定をして、それに伴って現在に至っているわけで

すね。休園をする、もし15人に満たなければ休園をするという方針は変わるものではない訳ですけども、そこに但し書きを付けるという、つまり今、年中でいる子ども達はあと1年、環境を変えずにそのままここで学びたいと、というような希望があり、それを認める但し書きになると、こういう事でございます。今、説明があった事についてまたご質問・ご意見等ありましたらお出しを頂きたいと思えます。

比良委員：あと1年は残すという事ですか。

奥教育長：今の年中の子どもたちは、卒園するまで1年間はここで学んでいただくかという措置になりますね。

内村委員：そうした場合は31年度、募集されますよね。今度は11月1日から、その場合にまた3名～4名入られた場合は。

松田事務局長：今回また募集をかけます。15人以上になりましたら園は存続をする形になりますけれども、15人未満であった場合には新規の入園は認めない。今の年中さんが今4人いますので、その年中の園児の方がこの環境が変わる事について困ってらっしゃるので、年長になるまで、それで卒園していただくと、ただし最初募集をかけた時に15人未満ですから、休園措置の1年目という前提でいきます。そしてもう1年休園措置になった場合には、廃園という形になります。

内村委員：31年度に11名もし入園すれば15名となって休園はなくなる。もしこれが、3名～4名入園して15名に満たない場合は、31年度はもう募集をしない。11月1日から入りたいですよと入園申し込みがあつて、3名でしたよつて、15名に足りないから入園は出来ませんよという事になりますね。在園の4名につきましては、但し書きで在園することができる。

奥教育長：この4名の方についても、入園する時に来年休園になりますということは、一応ご説明してあります。まあ、1年間ここで学習をして幼稚園で過ごして、同じ環境でここでもう転園させるのは教育環境が変わるので可哀相だと、こういう事なんです。保護者のみなさんも、そういう気持かどうかちょっとわかりませんが、そういうご意見が・ご要望があつたということですね。原則でいけばここで15名に満たなかった時点で休園ですと、いうことも出来なくはないわけですね。

そういう説明をしていますので入園の時に。しかし、まあ、最大限、やっぱり教育的配慮というような事を考えれば、こういう措置も出来るのではないかというご提案でした。

比良委員：この人達が卒園するまでは面倒をみましようということで、いいんじゃないでしょうか。

奥教育長：まあ、そのまま日吉小に行く子達ですのでこういう環境の中で継続してもらえばということなんですけどね。いかがですかね。今回は基本的に方針を変えるものではありませんが、但し書きを付けるかどうかということの、提案でございます。

内村委員：こうして、但し書きをしてもらえばまあ、今の保護者としては非常にですね、子どもも親も非常に安心出来ますよね。

奥教育長：ということで、この一部改正についてはよろしゅうございますか。

(異議なし)

それでは、これで議決といたします。

【議案 第5号 議決】

なお、募集期間がございますので、募集期間が終了した後15名と満たなければ・・・ということになりますね。存続すれば一部改正は適用されないわけですので、それ以降の適用という事になります。

本日はこの2本でしたので議事は終了いたしました。

5 その他

《事務局からの報告事項につき省略》

6 閉会

奥教育長：以上で、今日の予定は全て終わりましたけれども、特にその他で皆様方からありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、夜間開催ということで遅くまで大変でしたが、ありがとうございました。

以上で、定例会を終わります。お疲れさまでした。

署名委員 ^{終了} 内村友治 

署名委員 中島辰矢 